

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、静岡県から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

平成23年3月29日

掛川市長 松井三郎

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 縦覧場所

掛川市役所 都市建設部 都市政策課